

令和3年度 遠別町障がい者就労施設等優先調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を策定する。

2 適用範囲

この方針は、遠別町に属する全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次に掲げる施設であって、その所在が遠別町内にあって、かつ、物品等の調達が可能な施設とする。

- (1) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく国及び地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所
 - イ 障がい者を多数雇用し、以下の要件をすべて満たす企業等
 - ① 障がい者の雇用数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度心身障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に規定する自宅等で物品の製造、役務の提供等を自ら行う在宅就業障がい者

4 調達の対象となる物品等

遠別町の全ての機関が発注する物品等のうち、障がい者就労施設等が供給できるものとする。

5 調達の推進方法

- (1) 予算の適切な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定及び遠別町財務規則等に基づき、随意契約の積極的な活用を検討し、障がい者就労施設等からの物品等を調達するよう努めるものとする。

- (2) 障がい者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を組織全体で共有し、障がい者就労施設等への発注に努める。
- (3) 各機関においては、優先調達の可能性について十分に検討し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものとする。

6 調達目標

対象となる物品及び役務の種別ごとに、前年度の実績を上回るように努める。

7 調達実績の取りまとめ及び公表

会計年度毎又は事業年度毎の実績について、その概要を取りまとめ公表する。